

令和7年10月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年10月28日開催

# 会 議 録

開催日時		令和7年10月28日(火)	午後7時00分 開会 午後8時18分 閉会																								
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室																									
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏、 <small>教職課代理</small> 伊東 義晃、委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉、委員 坂田 葉子																									
	事務局	説明員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>学校教育部長</td> <td>坂本 考生</td> <td>社会教育部長</td> <td>田村 司</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>文化ホール整備担当部長</td> <td>田島 章博</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>田村 貴史</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 功</td> </tr> <tr> <td>学校ICT担当課長</td> <td>成田 一郎</td> <td>社会教育部次長</td> <td>登野 千夏</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松野郷正文</td> </tr> <tr> <td>教育指導課長</td> <td>工藤 秀敏</td> <td>公民館事業課長</td> <td>松里 秀一</td> </tr> </table>	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司	学校教育部次長	中瀬 恭子	文化ホール整備担当部長	田島 章博	学校教育部主幹	田村 貴史	社会教育部次長	岩崎 功	学校ICT担当課長	成田 一郎	社会教育部次長	登野 千夏	教職員課長	山下 聡司	社会教育部次長	松野郷正文	教育指導課長	工藤 秀敏	公民館事業課長	松里 秀一
		学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司																						
		学校教育部次長	中瀬 恭子	文化ホール整備担当部長	田島 章博																						
学校教育部主幹	田村 貴史	社会教育部次長	岩崎 功																								
学校ICT担当課長	成田 一郎	社会教育部次長	登野 千夏																								
教職員課長	山下 聡司	社会教育部次長	松野郷正文																								
教育指導課長	工藤 秀敏	公民館事業課長	松里 秀一																								
事務局職員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>篠原 広光</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>朝倉 裕幸</td> </tr> </table>	教育政策課主査	篠原 広光	教育政策課主査	朝倉 裕幸																						
教育政策課主査	篠原 広光																										
教育政策課主査	朝倉 裕幸																										
傍聴者	0人																										
公開・非公開の別	一部非公開																										
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について</li> <li>・議案第2号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について</li> <li>・議案第3号 旭川市学校教育情報化推進計画(改訂案)に対する意見提出手続について</li> <li>・議案第4号 旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> <li>・報告第4号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について</li> <li>(2) いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について</li> <li>(3) 令和7年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について</li> <li>(4) いじめの重大事態に係る訴訟への対応状況について</li> <li>(5) 令和8年旭川市20歳を祝うつどいの概要について</li> <li>(6) 旭川市民文化会館整備基本計画の策定期間延長について</li> </ol> </li> </ol>																										

(7) 旭川市科学館サイパル開館20周年記念特別展「特撮のDNA  
ゴジラ、旭川上陸」の開催結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年10月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は山崎委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和7年2月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和7年2月定例会の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和7年3月定例会、4月定例会、5月定例会、6月定例会、7月定例会、8月定例会及び9月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、これら7回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審議事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第2号、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(2)及び報告事項(4)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(2)及び報告事項(4)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第2号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項(4)は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項(4)は、会議録には概要を記載することといたします。</p>

<p>教 職 員 課 長</p>	<p>それでは、議案第1号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。</p> <p>本件については、令和7年10月1日から子育て部分休暇が1日につき2時間の範囲内のほか、1年につき10日の範囲内のいずれかの選択することが可能になった内容を受け、北海道立学校職員服務規程の改正に準じて、旭川市立学校職員服務規程を改正しようとするものです。その内容は、子育て部分休暇の請求等の手続に関する様式を定めたものです。</p> <p>なお、施行は令和7年10月28日からとしております。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員 教 職 員 課 長</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>今まで、学校の先生は、時間休暇が取れなかったのですか。</p> <p>様々な育児に関する休暇制度はありますが、今回は、小学生を対象とした部分休暇となり、今までは、1日につき、始業又は終業の時間から2時間以内で取ることができましたが、今回の改正により、1日のうち、どの時間帯でも2時間以内の部分休暇を取ることができること、あるいは、1年につき10日間の範囲内で部分休暇を取ることのどちらかを選ぶ方式に変わったため、様式を変更いたしました。</p>
<p>山 崎 委 員</p>	<p>このほかに、子どもが急に熱を出した時などに取得できる休暇はありますか。</p>
<p>教 職 員 課 長 坂 田 委 員</p>	<p>子の看護休暇があり、1人につき、年間5日間までとなっております。</p> <p>私が知る限りでは、学校は比較的このような休暇が取りやすい職場だと思っており、制度がしっかりと認められている職場だと感じております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 各 教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第4号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
<p>登野社会教育部次長</p>	<p>本件につきましては、貸出返却等の図書館業務全般を担う旭川市図書館情報システムについて、利用者サービス向上による安定した図書館運営の実施を目的とし、令和7年10月1日より新機能を実装したことで、図書館資料の貸出手続方法に一部変更があったことから、これについて定めた施行規則について改正を行うものであります。</p> <p>新機能については、ライン及びマイナンバーカードによるシステム連携であり、これにより、従来の図書館利用カードのほか、マイナンバーカード及び携帯端末等に表示された図書館利用カード情報を提示することで、図書館資料の貸出手続が可能となるものです。</p> <p>この度の提出議案は、図書館資料の貸出しについて、旭川市図書館条例施行規則第5条により「その都度図書館利用カードを提示しなければならない」と定められていることから、貸出手続の実態に即して同条を改正するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表のとおりで、ここでは詳細な御説明を割愛させていただきます。</p> <p>施行日は公布の日、適用は令和7年10月1日からとしています。</p>

<p>教 育 長 各 教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>なお、本来ならば、9月定例教育委員会会議において、御審議いただくべきところでありましたが、数々の準備があり、本番稼働に向けて、余裕のない状態であったため、所要の事務処理が遅れ、本会議での提出となりました。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p> <p>それでは、議案第4号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第4号については原案どおり決定します。</p>
<p>教 育 長 学 校 教 育 部 長</p>	<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。 令和7年8月20日に開催されました子育て文教常任委員会において、民主・市民連合の上野委員から、訴訟問題における市側の争点について、質問があり、訴訟における争点については、係争中であること、個人情報や公平性の観点から、現時点では詳細な説明は差し控えさせていただく旨を説明しました。</p> <p>また、無所属の横山委員から、いじめの重大事態において両報告書で食い違う判断をしている部分の整理について、質問があり、再調査報告書については、いじめ防止等対策委員会の調査結果を補完するものであり、新たないじめの認定や学校、市教委の対応、重大事態の判断などについての課題が詳細に整理されたものと認識している旨を説明しました。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員 教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 仮に、原告側が勝訴し、賠償金を支払うこととなった場合は、市の税金から支払われるという認識でよろしいですか。 そのとおりです。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
<p>教 育 指 導 課 長</p>	<p>それでは、報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(3)「令和7年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」、報告願います。 本件は、本年4月17日に実施しました本調査の結果に関わり、リーフレット、調査結果報告書・指導の改善策、授業ポイント集及び学習プリント集としてまとめたことについて報告いたします。 これまで、本件については、例年11月定例教育委員会会議において御審議いただいていたところですが、今年度より、国からの調査結果の提供が3週間程度早まったことに伴い、本市の調査結果報告書や指導の改善策等についても、早期から作成に着手し、既に完成しております。 そのため、例年10月より実施する教科等訪問において、当年度の指導の</p>

改善策等を用いた指導助言が可能になったことから、今年度より、教育長専決とし、教育委員会会議では報告事項とさせていただくことにいたしました。

はじめに、リーフレットを御覧ください。本リーフレットは、調査結果報告書や指導の改善策をはじめとした指導資料の概要を1枚の資料にまとめたものであり、学校訪問等において配付し、教職員への積極的な活用に向けた働きかけを行っております。

また、12月から1月にかけて開催する学力向上研修会において、各学校の学力向上を担う教員等に対して、本報告書等について改めて説明し、周知いたします。

なお、今年度より、ポータルサイトを作成し、教員や児童生徒がより活用しやすいよう、デジタルによる周知・共有を図るとともに、本報告書等を自校の取組の改善に生かすことについて、理解の深化を図ってまいります。

次に、調査結果報告書・指導の改善策について説明します。

まず、小学校、中学校それぞれの教科に関する調査結果の概要となっており、上段は、全教科の領域別の正答率の状況、中段は各教科の正答数の状況、下段は無回答率の状況です。

中段にあります、各教科の正答数の状況については、第2期旭川市学校教育基本計画における「基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進」の指標の1つに、本調査の「国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合」が位置付けられていることを踏まえ、この割合について分析を行っており、グラフ中【A】が下位25%、【B】が上位25%のそれぞれの層に属する児童生徒の割合を表しています。

次に、各教科の調査結果については、設問ごとに詳細な分析を行い、成果や課題をまとめて示しております。なお、各教科における個別の設問については、正答率をそれぞれ示しております。

次に、「教科に関する調査結果の課題の改善策」について説明します。教科に関する調査が行われた国語、算数・数学及び理科について、「課題が見られた問題の出題の趣旨」、「旭川市の子どもたちがどこでつまづいたのか」、「授業例や指導の工夫例」について改善策としてまとめており、全ての教員が活用することにより、児童生徒一人一人に応じた指導の充実が図られるよう、作成しました。

次に、「児童生徒質問調査結果の概要」について説明します。児童生徒質問調査の質問項目については、それぞれの質問項目を本市の「確かな学力の育成を図る指導の重点」である、「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい習慣づくり」の3つのカテゴリーに分類し、分析しております。

次に、「旭川の子どもの概況」、カテゴリーごとの分析結果については、3年間の経年比較、クロス集計の例を掲載しながら説明しております。

次に、先ほど説明しました3つの分類の質問調査における児童生徒の回答状況等を踏まえ、2つの改善策を示しております。

なお、学校と保護者が連携し、児童生徒の学習意欲の喚起や学習時間の確保に向けて、年2回「学習習慣・生活習慣確立月間」を設定することにより、

	<p>本市全体で児童生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の確立に向けた取組を進めているところです。</p> <p>最後に、本報告書等の作成に御協力いただいた旭川市授業力向上プロジェクトの国語、算数・数学、理科、英語、旭川の学び及び学習習慣・生活習慣改善の6チームの先生方を掲載しております。</p> <p>授業ポイント集については、各教科等の指導のポイント等について、昨年度作成したものに、実践例を加え、新たな内容を追加するなどのアップデートを図っております。学習プリント集については、国語、算数・数学、理科及び英語について内容の充実を図っております。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>旭川の子どもたちは、算数・数学が弱いですね。正答数が少ない下位層が多いことが課題だと感じます。</p>
<p>伊 東 委 員</p>	<p>授業ポイント集などは、約50名の現場の先生方が、お忙しい中、協力してつくってもらったものであり、大変素晴らしいものだと思いますので、市教委主催の研修会をはじめ、校長会議などあらゆる場面で活用について、周知していただきたいと思います。また、これは保護者が見る機会がありますか。</p>
<p>教 育 指 導 課 長 伊 東 委 員</p>	<p>ウェブでは公開しております。</p> <p>例えば、参観日などの機会に、廊下などに置いておいたら、保護者も見られる機会が増えるのではないのでしょうか。保護者にも関心を持ってもらうことが大事だと思います。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(3)「令和7年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(5)「令和8年旭川市20歳を祝うつどいの概要について」、報告願います。</p>
<p>松野郷社会教育部次長</p>	<p>令和8年「旭川市20歳を祝うつどい」につきまして、現在の進捗状況を御報告いたします。</p> <p>令和8年「旭川市20歳を祝うつどい」については、つどいの対象者20歳の方々を中心に実行委員会を組織し、つどいの企画、運営を行うこととしておりまして、6月に市内の企業等への推薦依頼のほか、一般公募を実施し、8月27日に第1回会議を開催、9人で実行委員会を立ち上げたところであります。</p> <p>なお、これまでも前年度の実行委員に参画いただいておりますが、今年度も9名の実行委員のうち4名の方に御参加いただいております。</p> <p>8月27日の第1回会議では、実行委員長などの役員を選出、9月30日の第2回会議では、実施内容等について協議を進め、現在、事業計画を練り上げているところでございます。</p> <p>来年のつどいの開催日時等につきましては、本年3月定例教育委員会会議で御報告しましたとおり、令和8年1月11日の日曜日、午前の部は午前11時から、午後の部は午後3時からの2部制で、旭川市民文化会館において開催する予定です。</p> <p>当日の次第であります。吹奏楽の演奏等によるオープニング、実行委員</p>

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p> <p>文化ホール整備担当部長</p>	<p>の挨拶の後、旭川市長のお祝いのことば、来賓の御挨拶、主催者の紹介、20歳のメッセージと続き、アトラクション終了後、閉会の運びを予定しております。</p> <p>記念品につきましては、参加者の思い出に残る品物を検討しているところです。また、つどいのパンフレットにつきましては、昨年同様、SDGsの観点から、紙のパンフレットは作成せず、WEBで閲覧できるものを準備する予定です。</p> <p>教育委員の皆様につきましては、例年同様、ステージにお席を用意し、紹介させていただき予定でございます。教育委員の皆様には、近くなりましたら、改めて御案内いたします。</p> <p>「20歳を祝うつどい」が、参加者にとっても、また、実行委員にとっても素晴らしい思い出となるよう、引き続き、実行委員会で検討を重ねてまいります。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p> <p>それでは、報告事項（5）「令和8年旭川市20歳を祝うつどいの概要について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（6）「旭川市民文化会館整備基本計画の策定期間延長について」、報告願います。</p> <p>（仮称）新文化ホールの整備に向けた検討については、「旭川市民文化会館整備基本計画検討会」における議論などを通して、検討を進めてまいりました。当初、基本計画は令和7年度に策定することを想定しており、令和7年度前半に行った取組としては、令和6年度中に検討会で行った議論の内容について、分かりやすく表現した「イメージ模型」を4月17日から5月8日までの間、文化会館1階のエントランスホールに展示し、アンケートを行いました。併せて、展示期間中の4月24日、4月29日、5月8日の計3回にわたり、市民説明・意見交換会を開催するなど、意見聴取に努めてまいりました。</p> <p>そうした中で、市民の皆様から寄せられた意見や検討会での意見には、さらに意見を収集してほしいといった内容に加えて、現在文化会館を利用している人だけでなく、若年層や普段文化会館を利用したことのない市民の方々に対するPR活動や、意見聴取も行うよう、指摘があったところです。</p> <p>こうした御指摘を踏まえ、文化会館1階での展示とアンケートの実施期間を9月30日まで延長するとともに、JR旭川駅・イオンモール旭川西・旭川市役所1階など、不特定多数の市民が訪れる外部施設でイメージ模型を展示し、PR活動と意見聴取を行いました。また、若年世代に向けては、学校の部活動や課外活動に際して御説明や意見交換を行うなどの取組を行いました。</p> <p>これらの取組を通して、現状の管理運営体制では解決できないような施設の活用を希望する意見として、「興行事業や大型事業の誘致・開催など、事業方針に関する意見」、「ノウハウを持った専任職員の配置など、組織体制に関する意見」、「販売を伴う催事の扱いや予約方法など、利用規則に関する意見」、「施設の維持に必要な収益性の確保など、収支計画に関する意見」など、現在の管理運営手法では解決できないと見込まれるアイデアに関する</p>
---	--

	<p>意見が寄せられたことから、施設の規模や内容の議論に合わせて、「管理運営面」についても議論する必要が生じました。</p> <p>以上のとおり、当初の予定に比べて、PRや意見聴取の機会が増加し、また検討項目についても増加したため、検討に必要となる時間が増加したことを踏まえ、9月26日に開催した第7回検討会の中で、策定期間を延長し、丁寧な議論に努めるべきとの御提言をいただきましたことから、現在、基本計画の策定期間延長について検討しております。</p>
<p>教 育 長 山 崎 委 員</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>難しいところだと思いますが、様々な意見を聞きながら進めていくしかないと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>たくさんの意見があり、それを集約するのは難しいところではありますが、この先長期間使用する建物となりますので、様々な意見をいただきながら、良いところを取り入れていかなければならないと思います。</p>
<p>坂 田 委 員 文化ホール整備担当部長</p>	<p>管理運営についてですが、市の直営で行う予定ですか。</p> <p>現在は、一部委託の部分を除き、市の直営で行っているところですが、管理運営の方法についても、今後協議を行いながら検討していきます。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(6)「旭川市民文化会館整備基本計画の策定期間延長について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>岩崎社会教育部次長</p>	<p>次に、報告事項(7)「旭川市科学館サイパル開館20周年記念特別展「特撮のDNA ゴジラ、旭川上陸」の開催結果について」、報告願います。</p> <p>科学館では、開館20周年記念特別展といたしまして「特撮のDNA ゴジラ、旭川上陸」を開催いたしました。</p> <p>本特別展では、ゴジラシリーズで実際に使用された貴重な「スーツ」や「ミニチュア」、巨大ジオラマの展示だけでなく、各種ワークショップや館内の装飾、プラネタリウムでのゴジラ座の紹介など、科学館全体をゴジラ一色にすることで、来館者の満足度を高める施策を実施しました。</p> <p>開催日時は、7月11日から9月23日まで、午前9時30分から午後5時までとなっており、観覧料は大人1,400円、高校生・大学生800円、小学生・中学生500円、親子ペアが1,600円です。</p> <p>参加者数は特別展の観覧者数の計画人数が20,000人のところ、25,050人、各種イベントの参加者数が21,115人で合計46,165人です。</p> <p>予算と決算見込についてですが、当初予算が2,600万円のところ、収入の決算見込が3,299万1千円、支出の決算見込が3,059万2千円で、差引残高は239万9千円となっております。</p> <p>この差引残高は「今後の企画展等の開催支援」としていただいた寄付額にほぼ等しくなっており、令和8年度以降の企画展開催等に係る経費として使用する予定です。</p> <p>また、特別展に来場した方々の多くに常設展示室やプラネタリウムも観覧いただいたため、期間中の観覧者数は前年度比で、常設展示室が141%、プラネタリウムが129%と大幅に増加しました。</p> <p>科学館では引き続き、楽しみながら科学の不思議を伝える取組を行って</p>

教 育 長	いきたいと思います。
伊 東 委 員 岩崎社会教育部次長	<p>まずもって、皆様のおかげもあり、成功裏に終えることができましたことに感謝申し上げます。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>支出項目にある展示破損に係る補償とは何ですか。</p>
	<p>特別展示室にありましたゴジラスーツについてですが、観覧者が触ったことにより、破損してしまったことから、その修復料となります。科学館としては、できるだけ身近に見てもらいたいという思いで、ケースに入れての展示等ではなく、触ろうと思えば触れる距離まで展示を近くしたところ です。一部触れる展示もあった中で、こちらは触らないよう、注意喚起を していたところですが、破損事故が起きてしまったところです。</p>
教 育 長 各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長 各 教 育 長	ありません。
	<p>それでは、報告事項（7）「旭川市科学館サイパル開館20周年記念特別展「特撮のDNA ゴジラ、旭川上陸」の開催結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
	《 そ の 他 》
教 育 長 各 事 務 局	他に、何かありますか。
	ありません。
	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。
	<p>&lt;議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」&gt;</p> <p>令和7年11月1日から令和9年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
教 育 長	次に、議案第3号「旭川市学校教育情報化推進計画（改訂案）に対する意見提出手続について」、説明願います。
学校 I C T 担当課長	現代社会は、誰もが日常生活の中で I C T を活用する社会へと加速度的な変化を遂げています。学習指導要領では言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力が「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられ、各学校で情報活用能力を体系的に育てていくことの重要性が示されています。
	本市は、令和3年4月に学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、旭川市学校教育情報化推進計画を策定しました。本計画は、計画期間半ばである令和6年度に見直しを行うこととしておりましたが、令和4年12月に国の学校教育情報化推進計画が、令和5年12月に北海道の学校教育情報化推進計画が策定されたことを踏まえながら、G I G A スクール構想第2期における1人1台端末の更新を計画に反映させるため、令和7年度に

<p>教 各 教  各 教</p> <p>育 委 育  委 育</p> <p>長 員 長  員 長</p>	<p>見直しを行うこととしたものです。</p> <p>見直しに当たりましては、中間年における見直しのため、方向性や章立ての大きな修正は行わず、計画策定時以降の動きを補足するとともに、ICT活用の成果を盛り込むことを主眼として、事務局が作成した素案に対し、「旭川市ICT運用・活用推進プロジェクトチーム」から専門的な意見をいただき、修正を加えた後、庁内各部局にも意見照会を行い、改訂案としていくところであります。</p> <p>それでは、改訂案を御覧ください。主な改訂点についてですが、まず、計画策定以降の動きとして、令和3年度以降のICTを活用した授業等への支援の経過について記載いたしました。</p> <p>次に、ICTの活用に関する教員及び児童生徒の状況について、直近の調査の数値を用いた分析結果を記載いたしました。</p> <p>次に、「第2章 目標及び具体的な取組」で掲げる4つの目標を国の学校教育情報化推進計画の基本方針を参酌して、本市のこれまでの方向性とそごはないものと確認し、国に合わせて修正いたしました。14の取組につきましても、計画策定後の動きにあわせて、必要な修正を行っております。</p> <p>次に、「第3章 ICTを活用した学習場面及び実践例」については、「1 ICTを活用した学習場面」の内容をICT活用の進捗状況を踏まえて修正するとともに、「2 ICT機器を効果的に活用した取組」に令和5年度から本市の4つの学校が文部科学省から指定を受けている「リーディングDXスクール事業」の成果を記載し、他の学校にもその取組が波及していくことを期待しているところであります。</p> <p>最後に、GIGAスクール構想第2期における1人1台端末の更新に当たり、補助要件を満たすため策定しました「旭川市端末整備・更新計画」、「旭川市ネットワーク整備計画」、「旭川市校務DX計画」、「旭川市1人1台端末の利活用に係る計画」を掲載しております。</p> <p>教育委員会として、これらの計画に基づき、学校のICT環境の整備や1人1台端末の利活用を推進していく考えであります。</p> <p>以上、改訂案の内容について、御説明いたしましたが、改訂に当たっては、広く市民から意見を聴くため、本年11月20日から12月22日まで当改訂案に対する意見提出手続を実施いたします。意見提出手続実施後、その結果を踏まえ、必要な修正を行い、2月定例教育委員会会議で審議いただく予定であります。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第3号「旭川市学校教育情報化推進計画（改訂案）に対する意見提出手続について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号については原案どおり決定します。</p> <p>&lt;報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和7年9月19日から同年10月5日付けまでの旭川市教育委員会事</p>
---	---

	<p>務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和7年8月1日から同年9月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）」について&gt;</p> <p>令和7年9月1日から同月26日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和7年10月27日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教 育 長 学校教育部主幹</p>	<p>次に、報告事項（2）「いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について」、報告願います。</p> <p>本報告書は、令和7年6月定例教育委員会会議において御報告いたしました東町小学校で発生したいじめの重大事態に関する「生命心身財産重大事態及び不登校重大事態調査（詳細調査）報告書」の概要版であり、調査結果の公表を希望する対象児童及びその保護者の求めに応えるものであります。</p> <p>この事案については、当時、第5学年であった対象児童が、令和5年4月以降、下校時や休み時間のほか学習中において、同学年の男子児童から、ぶつかられたり、殴りかかられたりするなどしたことにより、身体的な不調を訴えるようになり、同年9月以降から不登校傾向に、令和6年4月には、東光小学校に転出することを余儀なくされたものです。</p> <p>作成にあたっては、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、「1 当該事案の概要」、「2 調査組織及び調査機関」、「3 いじめの定義等」、「4 事実経過を踏まえた検証」、「5 当該事案に係る学校の取組の課題について」、「6 当該事案への対処及び再発防止策について」の6項目で構成するとともに、一般の方のみならず特定の学校関係者等であっても個人識別できないよう、配慮して整理しております。</p> <p>公表内容については、令和7年8月6日に教育委員会職員が対象児童の保護者に説明し、了承を得ました。</p> <p>今後は、本会議での御説明を経て、11月開催予定の子育て文教常任委員会で報告し、その後、本市のホームページに6か月間掲載する予定となっております。</p>
<p>教 育 長 伊 東 委 員</p>	<p>本報告について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>対象児童は現在、学校には登校できているのでしょうか。</p>

<p>学校教育部主幹</p>	<p>現在は、中学生となっておりますが、起立性調節障害の状態があるものの保護者の送迎により、週に3、4回程度は登校できております。また、部活動にも意欲的に取り組んでおります。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（2）「いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>&lt;報告事項（4）「いじめの重大事態に係る訴訟への対応状況について」&gt; 令和6年9月に市長が旭川市いじめ問題再調査委員会から調査結果の答申を受けたいじめの重大事態に係る訴訟について、訴状の概要と対応の経過について報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和7年10月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>